

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 18 日

秋田市長 穂 積 志

## 秋田市条例第10号

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例の一部を改正する条例

秋田市文化施設における共通観覧券の発行に関する条例（平成24年秋田市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 9 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 号を加える。

### （9）秋田市立佐竹史料館

第 3 条第 2 項中「500円」を「1,000円」に改め、同条第 6 項中「資料ならびに」を「資料、」に改め、「除く。）」の次に「ならびに秋田市立佐竹史料館条例（令和 7 年秋田市条例第 8 号）第 4 条第 1 項の規定により観覧することができる歴史資料等（企画展に係るものを除く。）」を加える。

第 4 条中「第 4 条および」を「第 4 条、」に、「の規定の」を「および秋田市立佐竹史料館条例第 4 条第 1 項の規定の」に改め、「特別展」の次に「および秋田市立佐竹史料館における企画展」を加える。

### 附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。